

県内の感染状況について



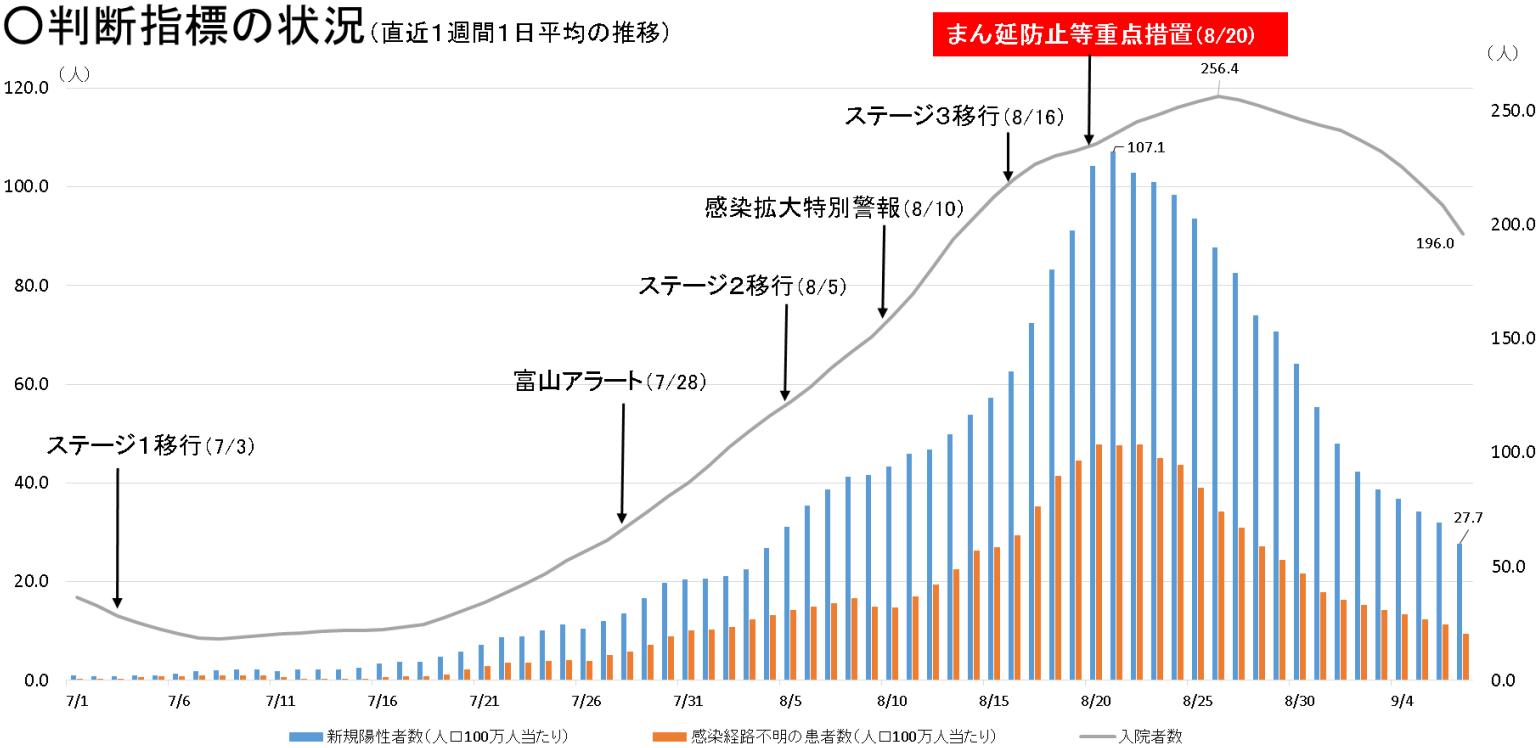
8月10日 感染拡大特別警報発出

8月16日 警戒レベル「ステージ3」移行

8月20日～9月12日 国「まん延防止等重点措置」

※9月9日現在 ロードマップの判断指標が「まん延防止等重点措置」適用時の水準以下にまで改善し、富山市の感染者数も減少傾向にある。

○判断指標の状況 (直近1週間1日平均の推移)



地域別感染者数推移 (公表ベース)

	8/19 ～8/25	8/26 ～9/1	9/2 ～9/8
富山市	408人	247人	114人
県東部 (富山市除く)	109人	67人	32人
県西部	231人	101人	64人
県計	748人	415人	210人

まん延防止等重点措置解除 ステージ3継続中



- 新規陽性者数は減少傾向が見られるものの、
ステージ3の基準を超過
- 医療体制のひっ迫は回避しつつあるものの、
入院者数・重症病床稼働率もステージ3の基準を超過



まん延防止等重点措置解除後も、

ステージ3の措置を継続します

まん延防止等重点措置解除後の対応(時短要請等①)



- 「富山県新型コロナ安心対策飲食店」 ⇒ **時短要請を緩和**
(時短に協力する場合は協力金を支給)
- 上記以外の飲食店等
⇒ **午後8時までの営業時間短縮要請を継続**(法第24条第9項)
(酒類提供は午後7時まで)

【要請期間】令和3年9月13日(月)～9月30日(木)(18日間)

【対象地域】県内全域

※宅配、テイクアウト専門店、イートインなどを除く

※期間中、要請への対応状況を確認するため、見回り活動を実施

- 富山市内における終日の酒類提供自粛 ⇒ **解除**
- 富山市内の飲食を主として業としている店舗、結婚式場
⇒ **カラオケ設備の利用自粛を要請**(法第24条第9項)

まん延防止等重点措置解除後の対応(時短要請等②)



○飲食店等への要請(9月13日～9月30日)

区分	富山市		富山市以外	
	富山県新型コロナ 安心対策飲食店	左記以外の飲食店	富山県新型コロナ 安心対策飲食店	左記以外の飲食店
8月20日 ～ 9月12日	営業時間	午後8時まで	午後8時まで	
	酒類提供	×	午後7時まで	
	協力金	支給あり	支給あり	

9月13日 ～ 9月30日	営業時間	以下から選択可 ①営業時間 午後8時まで 酒類提供 午後7時まで ②営業時間 通常営業 酒類提供 制限なし	午後8時まで	以下から選択可 ①営業時間 午後8時まで 酒類提供 午後7時まで ②営業時間 通常営業 酒類提供 制限なし	午後8時まで
	酒類提供		午後7時まで		午後7時まで
	協力金	①の場合 支給あり ②の場合 なし	支給あり	①の場合 支給あり ②の場合 なし	支給あり

※併せて、富山市内の飲食を主として業としている店舗・結婚式場に対し、カラオケ設備の利用自粛を要請

飲食店への協力金(第4次)



- 要 件 :
- ① 要請前から継続して午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業
 - ② 業種ごとのガイドラインを遵守
 - ③ 9/13~9/30の全期間を通して時短要請等に協力 など
- ※ 「富山県新型コロナ安心対策飲食店」認証店は
要請に全面協力された場合、協力金を支給

支給額 :

区分	県内全域		
中小企業	前(々)年 1日当たり 売上高	83,333円以下	2.5万円/日(計45万円)
		83,334円～250,000円	売上高/日 × 30%
		250,000円超	7.5万円/日(計135万円)
大企業等	前年または前々年からの1日当たり売上高減少額 × 0.4(日額上限20万円)		

予算額: 32億6,500万円 9月10日(金)9月県議会に追加提案

申請受付:一部早期支給9月17日(金)開始、本申請10月4日(月)開始予定

問合せ:富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金センター
TEL076-444-8903 受付時間:午前9時から午後5時まで(当面の間、土日・祝日も開設)

飲食店への協力金(第4次)の一部早期支給



申請受付：9月17日(金)～9月27日(月)

申請方法：郵送 または オンラインで受付

対象要件：① 要請期間の全ての期間の時短営業に全面的にご協力いただけること
② 一部早期支給を希望されること（本申請のみの申請も可）
③ 原則、本申請を「売上高方式」でする中小企業又は個人事業主であること

対象区分	県内全域
一部早期 支 給 額	1日あたりの支給金額の 下限額 × 9日分(要請期間の前半分) 22万5千円 (2.5万円 × 9日分)

申請書類：県ホームページからダウンロード(9月15日に掲載予定)
県厚生センターや市町村窓口などで配布(9月16日から)

まん延防止等重点措置解除後の対応(制限の緩和)



県民・事業者のご協力の結果、各指標はピークを越え、改善傾向

⇒リスクを抑えつつ、徐々に制限を緩和

○ 集客施設(大規模商業施設や百貨店等)への時短要請等

人数制限、誘導等の入場者の整理等を前提として解除

○ 県立学校の夏季休業

感染防止対策を徹底のうえ、9月13日から始業

○ 県営施設の臨時休館

当面の間、休館を継続。なお、美術館、博物館、図書館は、
感染防止対策を強化のうえ、9月13日から開館

まん延防止等重点措置解除後の対応(催物の開催)



○催物(イベント等)の開催について

参加人数は①収容率、②人数上限のいずれか小さい方に制限(法第24条第9項)

	大声なし	大声あり
収容率	100%以内 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を確保	50%以内 収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの間隔(1m)を確保
人数上限	5, 000人又は 50%(10, 000人以内)のいずれか大きい方	

(留意事項)

- 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「感染防止策チェックリスト」(県HPに掲載)を参照し、基本的な感染防止対策の徹底に努めること。対策を徹底できない場合は開催を慎重に判断すること。
- イベント参加者に対し、接触確認アプリ(COCOA)等の活用について周知、推奨を図ること。

県民の皆様への要請①



○ 不要不急の外出・移動

- ・ 昼夜を問わず、自粛してください。
- ・ やむを得ず外出する必要がある場合にも、
極力、家族や普段行動をともにしている仲間と
少人数で、混雑している場所や時間を避けてください。

○ 都道府県間の不要不急の往来

- ・ 極力控えてください。
(特に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置地域との往来)

県民の皆様への要請②



○ 飲食等について

- ・ 初めて会う人や、最近会っていなかった人の会食は行わない。
- ・ 飲食店等を利用する際は
「富山県新型コロナ安心対策飲食店」を利用するする。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や、
時短要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控える。
- ・ 感染リスクが高い同居家族以外との大人数での飲食や
路上・公園等における集団での飲酒などの行動は絶対に行わない。

事業者の皆様への要請



- 8月以降、クラスターの約半数が職場で発生。
- 職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室)でのマスクなしの会話に特に注意すること。
- 職場等における感染防止のための取組みを徹底し、特に、換気を十分に行うこと。

【以下の対策もお願いします】

- ・ 在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進、ローテーション勤務等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・ 出勤が必要となる職場でも等の接触機会低減に向けた取組みを推進すること。
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や、同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワーク等、感染予防のための就業上の配慮を行うこと。
- ・ 体調に不安のある従業員に対する休みやすい環境づくりを推進すること。

高い危機意識を継続してください。

依然として医療提供体制への高い負荷は継続しており、再び感染が拡大すれば、まん延防止等重点措置の再実施も十分あり得る。

○ 一人ひとりが、改めて行動を見直してください。

- ・ 変異株の感染力は非常に強力。家庭にウイルスを持ち込まないことを最優先に！
- ・ 職場内クラスターが多発。マスクなしの会話や換気が不十分な室内は特に注意！
- ・ マスクはできる限り不織布のものを、鼻にすき間なくフィットさせて着用！
- ・ 帰宅後や食事の前など、こまめな手洗いや手指消毒を徹底！
- ・ 体調不良時は出勤や登校、外出等を控え、速やかに医療機関を受診！
- ・ 家族全員がワクチンを接種・接種後も油断せず、引き続き感染防止対策を徹底！